

減免後の児童育成料区分表

費用負担者の属する減免区分	児童育成料（月額）
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護世帯 前年度市民税が非課税（所得割・均等割ともに0円）のひとり親等の世帯 	0円
<ul style="list-style-type: none"> 前年度市民税が非課税（所得割・均等割ともに0円）で上記以外の世帯 罹災の場合 	2,500円（1,250円）
<ul style="list-style-type: none"> 前年度市民税の所得割が15万円未満の世帯 	5,000円（2,500円）
<ul style="list-style-type: none"> 前年度市民税の所得割が15万円以上22万5千円未満の世帯 	7,500円（3,750円）
<ul style="list-style-type: none"> 前年度市民税の所得割が22万5千円以上の世帯 	10,000円（5,000円）

※兄弟等で児童ホームに入所する場合、減免申請をされることにより第2子以降（兄・姉）は（ ）内の金額になります。

所得状況による減免対象にならなかった場合でも多子世帯の減免が適応されます。

- | |
|---|
| <p>1 平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして計算します。
 計算式：減免計算時の市民税所得額＝課税証明書の市民税所得割額－（@19,800円×16歳未満の扶養親族人数＋@7,200円×16歳以上19歳未満の扶養親族人数）</p> <p>2 地方分権一括法により、指定都市のみ市町村民税の税率が6%から8%に変更されたことに伴い、指定都市居住者に不利益が生じないよう、税源移譲前の旧税額により計算します。</p> |
|---|